

事業開始手続きの概要<通所リハビリテーション>

1 通所リハビリテーション・介護予防通所介護リハビリテーション事業について

通所リハビリテーション事業とは、居宅の要介護者等が介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通い、その施設において心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことです。

保険医療機関の指定を受けている病院、診療所、または指定を受けた介護老人保健施設・介護医療院においては、届出を行うことにより事業を開始することができます。

2 事業開始方法について

(1) 事前協議

事業開始にあたり、申請書類の提出前に事前協議が必要です。必ず、電話予約の上、来庁してください。新たに通所リハビリテーション事業の開始を希望される場合、**事業着手前（用地・施設取得を含む）**にご相談ください。

事前協議にあたり、以下の書類をご準備ください。

【事前協議で使用する書類】

- ・介護サービス事業者事前協議書
- ・定款または法人登記簿謄本の写し（最新のもの）
- ・事業所の建物の計画平面図（建物全体。申請に係る部分はできるだけ詳細な図面）
- ・事業所の建物の敷地内配置図（敷地内の建物、駐車場等の配置がわかるもの）または周辺地図

※上記以外にも別途必要書類を求めることがあります。

(2) 事業開始申請

① 事業開始申請書類の提出方法

事業開始予定日（毎月1日）の前々月末までに事業開始申請書類を提出してください。なお、申請にあたり手数料は不要です。

電子申請届出システムでの申請となります。下記ホームページより電子申請届出システムにログインのうえ、申請をお願いします。

福岡市ホームページ：
https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_densisinsei_2.html
(健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 電子申請届出システム)

やむを得ず、電子申請届出システムにて届出ができない場合は、当課まで指定申請書類等1部を持参または郵送してください。その際、提出書類の事業所用の控えも1部準備してください。指定申請書等の様式については、福岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

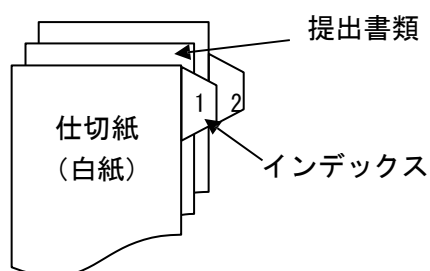
【指定申請書等の様式の掲載場所】

福岡市ホームページ：
https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_shinkishitei.html
(健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護サービス事業所の新規指定)

② 指定申請書類の作成方法

- (ア) 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙（白紙の表紙）をつけ、各仕切紙にインデックスを付けてください（厚紙、プラスチック製のインデックスは不可）。下の例のとおり、インデックスは番号のみ記載してください。
- (イ) 紙製のフラットファイルに、提出書類一覧表の順番のとおり綴じてください。
- (ウ) 資料はA4サイズとし、平面図等でA3サイズとなる場合はA4サイズに折り畳んでください。
- (エ) 可能な限り、両面コピーにしてください。
- (オ) 提出後の問い合わせや修正指示に対応できるように、事業者用の控えを1部作成してください。
- (カ) 受付期日までに揃わない書類がある際には事前に担当者にご相談下さい。

(例) 仕切紙、インデックス



- ※ 紙製のフラットファイルにファイリングし、提出してください。
- ※ フラットファイルの表紙には、何も書かないでください。

③ 介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書（以下、「届出書」）

事業開始予定日（毎月1日）の前月15日までに提出してください（必着）。

電子申請届出システムでの申請となります。下記ホームページより電子申請届出システムに

福岡市ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_densisinsei_2.html

（健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 電子申請届出システム）

ログインのうえ、申請をお願いします。

やむを得ず、電子申請届出システムにて届出ができない場合は、下記提出先まで郵送にて提出してください。

(3) 現地確認

通所リハビリテーション事業所の事業開始の際には、**届出された書類の内容確認や必要に応じて、現地調査を行います。**

【提出先】（書類受付及び審査を委託しています）

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-1 博多郵便局留

麻生教育サービス株式会社 加算届係宛 （※「新規指定分在中」と朱書き下さい）

3 事業を開始するための要件について

(1) 介護保険法第70条第2項、第115条の2第2項各号に該当しないこと。

事業を開始するために必要な主な要件は、次の①～⑤のとおりです。

その他、介護保険法はもちろんのこと、平成25年度より施行された「福岡市介護サービス事業等の基準等に係る福岡市条例等」が基本的な法令です。必ず、全文を熟読し、理解した上で届出してください。

- ① 保険医療機関の指定を受けた病院・診療所、または指定を受けた介護老人保健施設・介護医療院で行うものであること。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める基準及び員数を満たしていること。
- ③ 事業所の設備が「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める基準を満たしていること。
- ④ 「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ⑤ 法人・開設者及びその役員等が欠格事項（法第70条第2項第5号から第7号まで、第9号又は第10号、法第115条の2第2項第5号から第7号まで、第9号又は第10号）に該当していないこと。

(2) 申請者等が、福岡市暴力団排除条例に規定されている暴力団または暴力団員等に該当しないこと。

○ 問い合わせ先

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課在宅指導係
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
Tel. (092) 711-4257 Fax. (092) 726-3328